

京都市大學經濟學會 經濟叢論

第 二 號 第 四 十 三 卷

昭和十一年八月一日發行

論 叢

地方税としての住居税……………

資金需要供給の金融緩慢逼迫に於ける中立性……………

時 論

革新原理としての「民有國用」に就いて……………

日印貿易の再検討……………

研 究

フイヒテに於ける國民の福祉……………

講 演

近時に於ける經濟觀と政策觀の變化に就て……………

說 苑

ドイツ商業航空の新展開……………

ルーテルの商業及利子論……………

土地問題と産業組合……………

附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

法學博士 神戸正雄

經濟學博士 小島昌太郎

經濟學博士 石川興二

經濟學博士 谷口吉彦

經濟學士 出口勇藏

法學博士 河田嗣郎

法學士 吉川貫二

經濟學士 澤崎堅造

經濟學博士 八木芳之助

時 論

革新原理としての「民有國用」に就いて

——電力國策に現れたる經濟的革新原理——

石 川 興 二

一

今日の、非常時に於ては、庶政一新の爲めの、革新國策が、國民生活の諸域に於て確立されねばならない。こゝに論ぜんとする「電力國策」なるものも、この今日の「非常時に於ける庶政一新の爲めの革新國策」として「閣議に上程され政府としては萬難を排してもその實現を期せんとする¹⁾」と云はれて居るところのものである。かくて先づ「革新國策」なるものゝ意義を明にすることより始めねばならない。

政策なるものには安定期的なるものと變革期的なるもの²⁾とが、本質的に區別されなければならないことは嘗て論じたところである。これを一言にして云へば前者は現存の制度を變革すること

1) 昭和十一年七月五日大阪毎日新聞第九頁參照
2) 本誌昭和七年八月號拙稿「變革期の社會政策」參照

なくこの下に於て國民の生命の發展を計らんとするところのものでり、後者は現存の制度の下に於ては國民的生命の發展を計り得ざるに至れるが故に、現存の制度を變革しより適當なる新制度の下に於て國民的生命の新なる發展を計らんとするところのものである。即ち人間の生命なるものは何等かの制度の下にあつてのみはじめて存續し發展し得るものであるが、而も何時までも同一制度の下に止まつてその發展を續け得るものではない。而して一定の制度の下に於てその生命が發展し得る限りその制度は安定期にあるのであるが、同一の制度の下に於ては最早やその生命が發展を續け得ざるに至るならば、こゝにこの制度は變革期に進み入つたのである。これが即ち國民的非常時である。これを我國國民的生命について見るも、それは初め古代的制度の下にあつて發展して行つたのであるがこの下に於て發展を續け得ざるに至つて、これを破り封建的制度の下に進み入つたのである。このもとに於て發展し行ける生命はやがてまたこの下に於て發展し得ざるに至つて再びこれを破り新な現代の市民社會的制度の下に進み入つてその發展を續け來つたのである。而も今やこの市民社會制度の下に於ては最早やその發展を續け得ざるに至つたのであるかくて現代の市民社會制度は既に變革期に於てあるのであつて、國民的生命の新な發展の爲めには今やこの制度は、嘗て述べたが如く¹⁾そこに於て國民の總てが人間たり得る國民共同體的制度に變革されなければならないのである。然るにこの制度變革の方法には合法的なものと非合法的なるものが區別されねばならない。その國家意志自體が社會の變革期にあることを明確に自覺し

1) 拙著『精神科學的經濟學の基礎問題』(第四版以後)補論、現代に於ける國民主義の意義——資本主義、社會主義、國家主義、國民主義の辯證法的發展參照

て、徒らに現存の制度を固持することなく、國民的生命の發展の爲めに此制度を適切に變革せんと努力するに至る時、こゝに新なる立法を通じて現代社會制度の變革が爲されるのであつて、これ即ち現代社會制度の合法的變革又は革新であり「庶政一新」と云はるべきものである。而してこの爲めの政策が變革期的政策であり革新國策と云はるべきものである。これを歴史上の事實について見れば、我國に於ける社會變革は、大化の改新に於ても明治維新に於ても、その變革の事業が國家意志によつて革新政策として着々なされたのであつて、これ我國史上に於ける誇である。即ち明治維新の變革の大精神となりし『五ヶ條の御誓文』に於ては、「我國未曾有の變革を爲さんとし朕躬を以て衆に先んじ天地神明に誓ひ大に斯國是を定め萬民保全の道を立んとす衆亦此旨趣に基き協心努力せよ」と仰せられてある。この國是に基いて爲されたる明治維新の變革の事實は「非常時に於ける庶政一新の爲めの革新國策」遂行の模範的な場合であつて、これによつてこゝ極めて短日時の間に、今日の我國の發展を見ることが出來たのである。然るにこれに反して、その爲政者が社會の變革期にあるを意識せずまた意識するも「舊來の陋習を破」るの勇氣なく依然安定期的なる從來の政策を行ふて一時を糊塗して行くならば、遂に國民的生命はその發展の爲めに、止むなく爆發して既存の制度を非合法的に破壊せんとするに至るのである。五・一五事件並に二・二六事件なるものは正にかくして爆發したところのものである。而も尙ほ、爲政者が安定期的政策に執着して變革期的政策を斷行せざる時には遂に一大爆發となり、非合法的なる社會革命の決

行にまで至り得るのである。歴史上に於けるその典型的なるものは佛蘭西大革命である。この非合法的變革なるものは、有形無形の莫大なる犠牲を伴ふものなるが故に、佛蘭西革命後の佛蘭西は、著しく國力疲弊してその國內を各國の侵略に委さねばならぬ状態となり只だ僅にナポレオンの力によつて九死に一生を得たのである。而もこの大革命による佛蘭西國民の犠牲は甚大であつて、其後再び昔日の地位に高るを得ず、今やその國民的生命は老衰的な傾向をさえ示しつゝある。東洋に於て見るも、支那は正にかくの如き非合法的變革の連續を經過して來れるものなるが故にその國民的生命は、今日甚だしく老衰的な傾向を示してゐる。これに反し我國民的生命は、幸にかくの如き非合法的變革の犠牲を拂ふことなく今日に至り得たるが故に、長き歴史を經過しながら今日依然青年的な若さを有して居るのである。この若き國民的生命こそが適切なる革新國策と相俟つて明治維新以來約半世紀にしてよく先進諸國を凌駕せんとするまでに至れる所以のものである。

かくて今日の市民社會の變革期に當つては、既に勃發せし、五・一五並に二・二六の不祥事件に深く反省して、非合法的革命を避るが爲めに十分なる革新的努力を拂ひ以て我國史の誇としての自覺的合法的な變革を完ふし、以て過去二千年の歴史を有する我國民的生命を將來に向つて無窮に發展せしめることこそ、今日の我國民の最も重大な使命である。この爲めには、先づ爲政者たるものが、現代の時勢を十分に達觀し、これまでの安定期的政策を捨て、敢然として革新國策

を斷行しなければならないのである。

正にこの時に、廣田内閣は二・二六事件の後を受けその組閣に當り政綱を發表して、次の如くに述べて居る。「抑々施政の基本は肇國の理想を顯揚して一君萬民舉國一體の美を濟すに存す。」「近時社會の各方面に亘り宿弊漸を追ふて繁く國民生活に對する重壓は愈々加はらんとし各般の利害隨所に對立を惹起しつゝあるは我が道義立國の大精神に背戾し國家の憂患之より大なるはなし」「政府は徒らに舊慣に囚はるゝことなく、廣く内外の大勢を達觀して時世に適切なる改善を行はんことを期す」「其の是なると信ずる所に向つて斷乎として邁進し、敢て一時を糊塗して百年の大計を忘るゝなからんを期す」これは正に現代の變革期なるを自覺し、變革期的政策の斷行を天下に誓約せしものである。而もその「施政の基本」と爲せるところは『五ヶ條の御誓文』に於て「萬民保全の道を立てんとす」と仰せられ、またその御宸翰に於て「天下億兆一人も其處を得ざる時は皆朕が罪なれば」と仰せられたところである。これこそ我皇室精神であり眞に皇道と云はるべきところのものであつて「政治の基本」をこゝに置かんとすることは最も正しいのである。

國民はこの廣田内閣の政綱が、適切なる具體的國策として現れんことを切望して居たのであるが、「電力國策」なるものは正にかくの如き革新國策として遞信省によつて立案作成されたところのものである。而もそれは直接には電力についての革新國策であるが、以下明にする如くそこに現らはれたる原理は、廣く現代經濟社會の革新的原理としての意義を有するものである。

二

先づ「電力國策」が革新的國策なる所以は、それが市民社會の基礎原理たる個人所有權に劃期的なる制限を加へんとする點に存する。

抑も市民主義的經濟社會の根本原理は、これを一言にして云へば所謂「經濟的自由」economic freedom 即ち個人主義的な經濟の自由にあると云ふことが出来る。經濟的自由は、經濟的活動の自由とその結果の確保の自由とより成る。而して經濟的活動の結果の確保の自由は所謂個人所有權の確保であつて經濟的活動の個人主義的自由の基礎を爲すものである。かくて市民社會制度の成立期に於ける「市民社會の將來體系」に於ては個人的所有權の確保がこの社會の必須的基礎として強調されたのである。即ち市民社會制度の成立期に於て、個人主義的體系の基礎を置いたケネーは次の如くに述べて居る。「不動産及び動產の所有權はその適法なる所有者に保證せらるべきこと。何となれば、所有權の確實は社會の經濟的秩序の必須的基礎だからである。…勞働と富の使用を土地の改良及び耕作へ及び商工企業へ促すものは永久的所有の確實である」²⁾ かく個人所有權の確保は、市民社會の原理たる經濟的自由の基礎であるが故に我國の市民社會の成立期に於ても、個人所有權の確保が經濟的活動の自由と共に「天賦人權」として強調され明治初年法律によつて確定されたのである。かくてこの市民社會の中に生れ出でこの中に生ひ立つたものにとつては經濟的自由の原理は絶對的なものであるかの如くに考へられるのである。然るにそれは決して

1) 本誌昭和十一年一月號拙稿『經濟學史の基本問題』參照。
2) ケネー「農業國の經濟的統治の一般的原则」原則第四。

絶對的なものではない。市民社會を絶對化した如くに考へられて居るアダム・スミスも既に次の如くに述べて居る。¹⁾即ち彼の所謂「自然的自由の制度」即ち市民社會に於ては各人は「正義の法を冒さざる限り、彼自身の仕方によつては彼自身の利益を追求することもまた彼の經濟的活動並に資本を他の人及び他の階級の人々のそれと競争にもたらしすることも完全に自由にまかされて居るのである」即ち個人主義的自由なるものは「正義の法を冒さざる限り」に於てのみ認められたものである。故にそれが正義の法を冒す時は當然に制限されなければならないのである。即ち曰く「かかる制限は疑もなく或點に於て自然的自由の侵害と考へられ得る。然し少數の個人の自然的自由の行使が全社會の安全に危險をも及ぼす虞ある場合には、其自由の行使は最も自由なる政府にせよ又最も專制的なる政府にせよ、何れも等しく法律を以て之を制限するところにして又當然制限せざる可らざるところである」と述べて居る。従つてこの經濟的自由の基礎たる個人所有權も絶對的なものではない。我國に於ても憲法第二十七條には「日本臣民は其所有權を侵さるゝことなし。公益の爲め必要な處分は法律の定むる所に依る」と規定され民法第二百六條には「所有者は法令の制限内に於て自由に其所有物の使用、收益及び處分を爲す權利を有す」と規定してある。市民社會が變革期に向ふに従つて、市民社會の原理としての經濟的自由は國民の生活と矛盾すること多くなるが故に、²⁾この經濟的自由は次第に制限されざるを得ないこととなる。而してこの制限は先づ經濟的活動の自由の制限にはじまる。即ち從來國家の經濟的統制と云はるゝものは即

1) 拙著『精神科學的經濟學の基礎問題』第三〇八頁自至第三一二頁參照。
2) 前掲拙稿「變革期の社會政策」參照。

ちこれである。然しながらこの市民社會が一層變革期に迫つて行くならば、この制限は經濟的自由の基礎たる個人所有權自身に及ばざるを得ないこととなるのである。勿論これまでも個人所有權に對する制限は、諸種の法令によつてなされて來つたのであるが、而も今や「電力國策」なるものによつて劃期的な制限が、現代非常時に於ける國民生活の安定並に國防の充實の爲めに加へられんとして居るのである。即ち「電力は國民生活の必需としてまた國家産業上の重大使命特に國家總動員の見地に立脚するいはゆる廣義國防の最重要資源としてその供給を豊富低廉ならしむる」大目的達成には、從來の如く濫立無統制にして營利本位に本づく民間營業會社に相當強度の國家權力を發動せしめ、いはゆる拔本塞源的解決として電力の國營を斷行するほか途はない¹⁾として個人所有權に對し劃期的な制限を加へんとするものである。然らばその制限の内容は如何なるものであるか。

即ち「電力國策」には二つの點に於て個人所有權の制限に對する全く新たな原理が現はれて居る。

第一は「電力國營法律案の制定」によつて「未開發水利權はもとより從來當業者に許可された發電水利權も悉くこれを補償することなくして國家に回收し得る²⁾」とする點に於てである。この點に於て先づこの電力國策なるものは「すでに民間に許可済みの水利權をも悉く政府に回收せんとするもので國家補償など不要とする劃期的な立法でその國家權力の強制的發動の強力なること曾ての鐵道國有法の如き比でないと見られる³⁾」所以である。而してこの水利權の無補償國家回收を

1) 昭和十一年六月二十三日大阪朝日新聞(第七版)第一頁「逓信省案による電力國營」參照。

2) 同上參照。

3) 同上頁『調查局案との相違』參照。

可能ならしむる根據を原理的に見るならば、國民的、自然的自然は當然に國家に歸屬し國家によつて用ひらるべきものであるとすること即ち國民的、自然的「國有國用」の原理でなければならぬ。

第二は、「電力特殊會社法律案及び電力事業特別會計法律案の制定」により、「發送電設備を現物出資せしめ政府の出資せざる一大電力會社を設立し國家權力を背景として未開發水力資源の統制、經濟的開發を行ふ」ともに公營または私營の電氣事業者に電力卸賣一切の事業を行ふ¹⁾ことである。遞相は閣議に於ける説明に於て、國家とこの特殊會社との關係につき、「發電及び送電の設備は國家自ら設備せず別に新に設備會社を設立しこれをして施設提供せしむ、なほ現に存する發送電設備は右設備會社に現物出資させる」、「設備會社は國營に必要な設備をなしこれを維持し政府の用に供することを目的とす」、「政府は發電及び送電の計畫を定め電力の卸賣をなす」と述べて居る²⁾。即ちそれは發送電設備なる生産資本を全く民有に止めて置き、而も國家がこれを公益の爲めに自由に用ゐんとするところのものである。これを原理的に見れば生産資本に對す「民有、國用」の原理である。この點に於て劃期的なものである。即ちこれまでは發送電の設備は市民社會の原理によつて原則として民有でありこの所有者が經營に當り營利本位に基き自己の利益の爲めに之を用ゐたのである。即ちそれは「私有私用」であつたのである。また從來これを變へんとせし案は鐵道についてと同様の「國有國用」案であつた。即ちそれは國家が公債を發行して電力設備を個人より買ひ取るのであつて、個人より見ればこれを國家に賣るのである、而して買ひ取つた

1) 昭和十一年六月二十三日大阪朝日新聞第一頁「遞信省案」參照。
2) 昭和十一年七月四日大阪毎日新聞第一頁。

ものは自己の所有に歸し自己のものは自己が自由に用ひ得ると云ふ市民社會の所有權の原理そのものによつて國家はその買ひとつたものを自己の自由に用ふのである。然るにこの電力國策案に於てはこれ等と全く異なり、國家はその設備を買ひ取ることなく依然民をしてこれを所有せしめて置きながら、而も國家が國權を以てこれを自由に用ふるのであつてこれまでの公用徴收等にも見得ざるところの全く新なる原理が個人所有權の制限について現れることとなるのである。即ち市民社會に於ては常に有と用とが相即的に考へられ有と用との主體は當然に同一者たるべきものであるが、この案に於ては有と用とが區別され有の主體は民であるが用の主體は國家となるのである。

かくの如く「電力國策」に於ては、市民社會の基礎的原理たる個人所有權の制限について劃期的な原理が現れて居るのであるが、而もそれは現代市民社會の變革期に於て特に重要な意義を有するのである。而してこの「自然富源に對する國有國用」と「生産資本に對する民有國用」との兩原理の中後者は特に重要な意義を有するのである。次にこのことを明かにしたいと思ふ。

三

市民社會の變革期に於て、その基礎原理たる個人所有權に對する變革の問題の起ることは單に現代に限らないのであつて、古代ギリシャの市民社會の變革期に於ても同様の問題が起つた。即ち今日市民社會の個人主義的所有權の制度をそのまゝ維持せんとする市民主義の立場に對して共

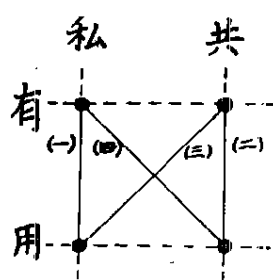
產制度を立てんとするマルクス主義の立場が對立するが如く、當時その私有制度をそのまゝ是認せんとするソフィストの立場に對しこれを否定して共有制度を立てんとするプラト¹⁾の立場が對立した。而してこの兩者の立場を止揚して最も具體的な財產制度を立てんとせしものはアリストテレスであつた。即ち「萬學の祖」と云はるゝアリストテレスはギリシャの學問の大成期に於て彼に至るまでの豊富な學的思索と人類的經驗との土臺の上に最も包括的具體的な財產制度論を展開し、はじめて「私有、共用」の制度を主張したのである。かくて我々が以上「電力國策」に於て見たる個人所有權に對する革新的原理ことに「民有國用」の原理の意義を根本的に考察せんが爲めには、このアリストテレスの財產制度論によつて教へられるところが少なくないのである。故にこゝに先づアリストテレスの財產制度論をその骨子に於て見ることにする。

當時のギリシャの社會は、正に我々の現代市民社會の末期に相應せる時代であつた。即ち「知識の増進職業の分化、世界市場の擴大と共に市民の内には國家そのものよりも各自個人の利害に注意する傾向漸く盛となり、殊に社會上職業上の階級の區別が次第に分化するに隨ひ、階級間の利害の衝突、階級間の權利の爭奪が、年一年と重要な問題となり、之に關する市民の利害心は漸く國家に對する熱心以上に高まつて來た」¹⁾この時にあたつて、プラト¹⁾はその國民社會が社會的原子に分解され行き、諸利益が互に葛藤せる様を目撃して、統一的な國家目的に對して總ての個々人の利益及び力を極度に集中することを必要であると考へ、この市民社會の私有、私用の財產

1) 坂口昂著、『世界に於ける希臘文明の潮流』第35—6頁。前掲拙著第四六頁參照。

制度を共有、共用の制度に變革すべきことを主張した。アリストテレスの財産制度論はこのプラートの財産制度論の批判を以てはじまるのである。

このアリストテレスの財産制度論に於ては財産制度の原理が、内容の側に於て有と用とに區別され、主體の側に於て私と公とに分たれ、この兩原理の組合せによつて財産制度の基本型が(一)私有私用、(二)共有共用、(三)共有私用、(四)私有共用に於て考へられ、この型の考へが彼の論の基礎に



置かれて居る。プラトの主張する財産制度はこの共有共用の制度であるがアリストテレスはこの制度を先づその共有の點に於て不可なりとする、その理由とするところは次の如くである。即ち「最も多くの人々の共有するものには最も少く顧慮が拂はれるものである。何人も主として彼自身の利益について考へるものであつて共同の利益については殆んど考へないか又はそれに彼自身が個人として關係する時にのみ考へるものである」(愛情と顧慮と

を鼓吹する主たる二性質即ち或ものが汝自身のものであると云ふこと且つそれが専ら汝のみのものであると云ふことが、かゝる國家に於ては存在することが出来ない」と述べて居る。即ちアリストテレスは自愛心なるものを以て人間の根本的性質の一であり且つ正しいものであるとするのである。曰く「我慾は正しく非難せらるべきものであるが自愛は自然に植へ付けられた感情であり無意義に與へられたるものでない、これは單なる自己を愛することではなくして優秀な自己を

1) 前掲拙著、第一九二頁より一九三頁参照、

愛することである」として居る。即ち彼は人間がその自愛心に基いて自分の物を大切にすることは正しいことであるとするのであつて、この爲めには物を私有として置かなければならない。これに反し共有とする時は何人もその物を大切にしないが故に不可であるとしたのである。更にまた共有共用または共有私用と云ふことは事實上争多くして實行不可能であることを力説して居る。

然らば彼は當時行はれて居た私有私用の制を以て可なりとしたかと云ふに勿論そうではない。彼は正しい社會生活の目的を以て、そこに於ける總ての人が人間となると云ふことであると考へたのであるが、私有私用の制度はこの目的に適しないが故に不可なりと考へたのである。然らば彼はこの制度を如何に變革せんとするか。

當時行はれて居る私有私用の原理とこの正に反對としてのプラトリーの公有公用の原理を共に不可なりとする彼は、この相對立する兩者を止揚することに眞に具體的な財産制度を求めんとしたのである。即ち曰く「現行の制度は若し善き習慣と法律とによつて改善せられるならば、遙により良きものであり兩制度の長所を兼ね有するものとなるであらう。その制度に於ては財産は或意味に於ては共同的であり而も原則としては私的であるべきものである。何となれば總ての人々が財産を私有して劃然たる利を有するならば人々は互に不平を云ふこともなく而して總ての人々は彼自身の仕事に注意するが故により大なる進歩をなすであらう。而も使用の點に於て、善意によ

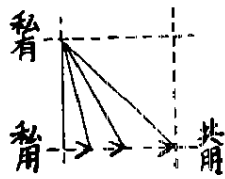
つて、恰も諺に云へるが如くに友人は總てのものを共有するであろう。現にかゝる原理の痕跡が事實上存して居ることはこの原理の實行不可能でないことを示すものである。而してよく整へられた國家に於ては此原理が既に或程度に於て存立して居るのであり且つ更に發展せしめ得るのである。……財産は私有で其使用は共通であるべきであると云ふことが明により優れたことである。而して立法者の特に注意すべきことは此愛他的傾向を人々の間に増進せしむることであると述べてゐる¹⁾。

アリストテレスの實踐論の根本的立場は、常にそれが善なるものであると共に實行可能なるものでなければならぬとするのであるが、この根本的立場がこの財産制度論にも現れて居る。眞に理想主義と云ふことが、他に理想を見出さんとする希望に於て現實を破壊すると云ふことであるよりは、むしろ現實の中に理想的要素を發見することであるとするならば、アリストテレスはプラトーンよりも遙に理想主義的であると云はなければならない。

即ちこのアリストテレスの財産制度變革論の長所は先づ有と用とを區別して用を重んじ用を變へんとする點にある。有と用とが相即して居る市民社會の原理にとらはれ有と用とを區別し得ざる者にとつては、市民社會の個人所有權を變へんとすることはこの私有を共有に變へることとなる。これは前述せし如くプラトーンと共にマルクスに見られるところである。この有を變革すると云ふことは、無とすることである故にそれは飛躍的革命的とならざるを得ない。このことはマル

1) 前掲拙著第百九十五頁參照。

クス理論を實行に移せしロシア革命に於ても實證されたところである。即ち共有論は市民社會の私有の原理に把らはれるが故に、これを變革すると云ふことをその反對としての共用に於てのみ考へるのであるが、市民社會の財産制度に於て公益の爲めに變革されねばならぬものは私用である。私有はアリストテレスの云へるが如く財産を尊重し増加して行く力として、社會的に有意義なものであり得る。而して用の變革は有の變革と異なり常に漸進的たるを得る。即ち私用を變革するには、私用を共用の方向へ漸進的に押し進めて行けばよいのであつて、こゝに私有財産制度の弊は矯正される。またかくして遂に共用に徹底することも出来るのである。



以上はアリストテレスの財産制度論の長所についてであるが、この財産制度論

には自ら當時のギリシヤ社會の制約性が伴ふてゐる。即ちギリシヤに於ては經濟的生產階級は總て生産手段としての奴隸であつて國民でない¹⁾と考へられ、國民は

只だこの生産階級の生産せしものを受けとりこれを消費することによつてその生活を營んだのである。かくてギリシヤ人にとつて問題となつたところの財産は、主として消費財である。従つて「私有共用」と云ふことも自己の消費財を他人にも消費せしめまた他人に與へると云ふことである。故に私用を共用に押し進める直接の力もこれを國民各自の道義心に待つたのであつて、爲政者は法律教育習慣等によつてこの道義心ことに愛他心を促進することが必要であると考へられたのである²⁾。然るに今日の市民社會の變革問題に於て重要な財産は消費財ではなくむしろ生産の爲

1) 前掲拙著、第二一八頁參照。

2) 「物惜しみをせざるの徳」等はこれに相當するものである。拙著自第一五〇頁至一五一頁參照。

めに用ゐられてゐるところの莫大な生産財である。それは消費財とは異なり、例ひ名義上は私有財産であつても、現に事實上社會の多くの人々の爲めに用ゐられてゐるのである。また今日に於てはギリシヤに於て奴隸と考へられてゐたところの國民の大多數を成せる生産階級の人々を人間的生活に高めることが重要問題であつて、何よりもこの爲めに財産問題が重要なのである。かくて財産制度の轉化は道義心にのみ待ち得るものでなく強力な國家權力に待つこと極めて大である。従つてアリストテレスに於て共用と云はれしものは今日は國家を媒介として國有とならねばならないのである。

以上明にせし財産制度論を土臺として、「電力國策」に於ける個人所有權制度に對する革新的原理の意義を考察しよう。

先づ生産資本の「民有國用」について見んに、それはアリストテレスの理想とせし「私有共用」の原理が巨大なる生産財について、而も國家意志を媒介として實現されたところのものである。故にアリストテレスの財産制度論に見られたる長所がこゝにも見られるのである。即ちこの生産手段を一方「民有」に委かせて置くことは、有償的國有に伴ふ公債増發等の國民經濟に對する惡結果を免れ得また無償的國有に伴ふ革命的犠牲を免れ得るのみならず、アリストテレスの所謂「私有」により「自愛心」を刺激するが故に「一般の企業心を萎縮せしめることなく民間資本をも充分吸收活躍せし」めんとする電力國策の正しき主旨を、此點に於ても活かし得るのである。而も他方國

民生活に重大なる影響ある生産資本を「國營」によつて、從來の營利本位の個人主義的利用より脱せしめ以て眞に國民生活にとつて必要な方面へ國家が自由に用ゐることを可能ならしむるのである。この際今日の社會に於て事實上公共の爲めに用ゐられてゐる生産資本なるものが「國用」となることによつて十分その本質に従ふて活用されることとなること、前述せしが如くである。

生産資本の「民有」を認める以上、國家はこれに對し何等かの使用料を支拂はざるを得ない。電力國策に於いては遞相が「政府は設備會社に設備の使用料を拂ふ」と述べて居る。然しこの使用料の大きさについても政府はこれを公益の觀點より、次第に制限し行くことが出来るのである。

次に電力國策に現はれたる「自然富源の國有國用」の原理について考察して見よう。先づ生産資本を「民有國用」としたると異なつて自然富源を「國有國用」とすることについて考へんに、生産資本も自然富源も生産に用ゐられる點では一樣である。然し生産資本は人間によつて生産されたるものであるに對し自然富源は本來自然に存するものであつて人間によつて生産され得るものではない。従つてアリストテレスが私有は人間の自愛心を刺戟してその財産を大切に増大せしむると云ふた理由に於てこれを私有せしむることは、自然富源については妥當しないのである。これと反對に自然富源をして自然富源たらしむる本質はこれを人爲によつて増加し得ざる點にあるのであるが故に、それは國民生活に絶對的に重要なものとして本質上國有に歸せらるべきものである。「電力國策」はこの「國有國用」の原理を直に水利の上に適用せるものであると考へることが

出来るのである。

かくの如く、電力國策に於て、自然富源と生産資本とを區別して、前者については「國有國用」を後者については「民有國用」の方策をとつたことは、事物の本質に適合せるものとして正しいのである。

四

この兩革新的原理はかく電力問題に於て妥當するのみならず、更に廣き範圍に亘つて將來活用さるべき本質を有する。

先づ生産資本の「民有國用」と云ふことは、上述せし理由を以て、現代社會に於ける大規模なる生産設備について、同様に適用し得るのである。加之保險、銀行等の如き事業についてもこれを廣く適用し得るものである。

これに對し、自然富源の「國有國用」と云ふことは、それ自身としては自然富源の本質に即するところのものであるが、而もこれをそのまゝ適用し得る範圍は、極めて少ないのである。即ち電力水利權なるものは國家がこれを當業者に直接許可したものであるが故に國家はこの許可を取消してこれを國家に回收すればよいのであるが今日重要問題となつてゐるところの土地の問題についてはかく簡單に云ふことは出来ない。即ち土地の所有權なるものは電力の水利權とは異なり多くは今日の所有者が他の個人より賣買關係によりて獲得したものであり、また其後これに勞資を

投入したのである。故にこれ等の個人の觀點より見れば土地も生産資本も何等異ならないのである。加之またそれは事實上國民の多くのものゝ生活の基礎をなしてゐるのである。故にたとひこれを國民經濟の觀點より見て生産資本の如き可増的なるものと異なり不可増的なるものであり絶對的に重要なものであると云ふも、その私有を直ちに無償にて國有に移すと云ふことは、革命的混亂を伴ふが故に公益上にも許されないのである。然りと雖も、公債を發行してこれを有償的に國有に歸せんとする土地國有論なるものは生産資本の有償的國有について述べたと同様に市民社會の原理に把らはれたものであり且つ莫大なる公債の發行を伴ふが故に國民經濟上一層有害である。「土地買収による自作農創設」等も同様である。かくてこゝにも「民有國用」の原理を漸進的に適用せざるを得ない。即ち土地の私有はこれをそのまゝにして置いてその私用に對し公益の觀點より必要な制限を斷行し以てこれを次第に公用の方向へ押し進めて行くのである。勿論この際に於ては、生産資本の國營の場合と異なりその經營はこれを從來の如くに個人をして爲さしむるのである。即ち國家は土地の所有者と使用者との間に介在して、全國の土地の使用を國民經濟全體の立場より一體として考察し、最も適切に支配しなければならないのである。この意味に於て、「民有國用」の原理を適用し得るのである。

この際土地の「私有」を認める以上曩に生産資本の「民有國用」について述べしが如く土地の所有者に對しその使用料が拂はねばならないのであるが、この使用料は今日の地代が個人的自由競

争の原理に於て決定され従つてその周圍の變化等不合理な事情によるものではなく、公益の觀點より、國家がその大きさを種々に制限し得るのである。かくの如く土地の使用そのものにつき、またその使用料につき「國有」の原理が次第に徹底し行くなれば、こゝに何等の犠牲を伴はずして公益的效果を十分に收め得るのである。

以上は生産手段についてであるが、生活上の消費財についてはこれと異なり、或程度に於て「私有私用」の原理が認められなければならないであらう。これ消費の自由は生活の自由と直接に關聯するものなるが故である。この問題については別にこれを論ずることとする。

五

以上に於ては「國用」なる語が一般的に用ゐられ來つたのであるが、この財産の「國用」なる語については、更に、如何なる主體が財産を用ゐるかと云ふ「主體」の問題とこの主體が財産を何の爲めに用ゐるかと云ふ「目的」の問題とが明かにされて考へられねばならない。

今日「國民生活の安定」と「國防の充實」が政治の指導原理とされて居るのであるが、國民的、生命を最高の價值とする國民主義的勢力に支配される政府は、前者を目的とし後者もこれが爲めに考へるに對し、國家の強力を最高の價值とする國家主義的勢力に支配される政府は、後者を目的とし前者もこれが爲めの所謂廣義の國防として考へる。このことは「電力國策」のみならず廣く革新國策について云はれ得ることである。

1) 前掲拙著『精神科學的經濟學の基礎問題』(第四版以下)補論「現代に於ける國民主義の意義——資本主義、社會主義、國家主義、國民主義の辨證法的發展」參照。

市民社會の基礎原理としての個人所有權の上述せしが如き劃期的制限は、市民主義的勢力の尙ほ強き今日に於ては、國家主義的政府によりてはじめて爲し得られる。而してこのことは今日社會の進展の爲めに極めて必要であるが、而もかゝる政府に於ては「國防の充實」の爲めに「國民生活の安定」が犠牲とされ勝ちである。このことは現に今日の「電力國策」についても見られ得るところである。¹⁾かくて「國防の實充」を主とする結果、國民生活に對する壓迫が今日よりも一層加はり來るならば、こゝにはじめて國民主義的勢力が自覺的に高まり來つて政府を支配することゝならざるを得ないのである。かくて政治の究極目的であるところの「國民生活の安定」がはじめて十分に達せられることゝなる。即ち現代の市民社會は、國家主義的立場を媒介として國民主義的立場に進展するのであるが、²⁾このことについては改めてこれを詳論する。

要するに今日重用さるべき非常時、革新國策、私有國用其他の語は、市民主義的立場、國家主義的立場、國民主義的立場に立つことにより異なる意義を有することとなる。而してこれ等の語を國民主義的意義に於て實現することが究極の目的とされなければならないのである。

1) 第四二頁電力國策の目的參照。
2) 前掲拙著補論參照。